



山形県公報

平成19年7月20日(金)
第1859号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...1077  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...1078  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...同  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...1079  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(同)...同  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の  
 廃止.....(同)...同  
 土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...1080  
 道路の位置の指定.....(最上総合支庁建築課)...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会7月定例会の招集.....同

### 公 告

平成19年度消防設備士講習の実施.....(総合防災課)...1081  
 一般競争入札の公告.....(病院事業局)...同

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第734号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                        | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日    |
|--------------------------------------|------------------------------------|---------------|----------|
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川訪問介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 訪 問 介 護       | 平成19.7.2 |

## 山形県告示第735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                        | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日    |
|---------------------------------|------------------------------------|-----------|----------|
| 有限会社ふれあい鮭川<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | ふれあい鮭川訪問介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 訪問介護      | 平成19.7.1 |

## 山形県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                            | 指定年月日    |
|--------------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 平成19.7.2 |

## 山形県告示第737号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                            | 廃止年月日    |
|---------------------------------|----------------------------------------|----------|
| 有限会社ふれあい鮭川<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 平成19.7.1 |

## 山形県告示第738号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                        | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日    |
|--------------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川訪問介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 介護予防訪問介護    | 平成19.7.2 |

## 山形県告示第739号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                        | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日    |
|---------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|
| 有限会社ふれあい鮭川<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | ふれあい鮭川訪問介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 介護予防訪問介護    | 平成19.7.1 |

## 山形県告示第740号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日    |
|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------|----------|
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川指定居宅介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成19.7.2 |

## 山形県告示第741号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類    | 廃止年月日    |
|---------------------------------|--------------------------------------|----------------|----------|
| 有限会社ふれあい鮭川<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | ふれあい鮭川指定居宅介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成19.7.1 |

## 山形県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
伊佐沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市上伊佐沢3060番地
- 3 認可年月日  
平成19年7月10日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第743号

次の開発行為は、完了した。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年5月31日 指令村総建第5003号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市小林一丁目31番、32番、33番1、33番2、33番3、34番、35番、36番1、37番1、38番1、39番1、40番、41番、68番1、68番3、69番1、69番2、69番5、7668番1、7681番2、7684番1、7686番、7687番、7688番1、7688番2、7689番、7690番1、7690番2、7690番3、7692番1、7693番、7694番2、7695番、7696番3、7697番2、7697番3、7700番2、7701番2、7702番2、7703番、7704番、7705番、7706番、7707番、7710番1、69番1先（道路）7668番1先（道路）7686番先（道路）7687番先（道路）7684番1先（道路）7681番2先（道路）
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
新潟県新潟市清水4501番地1 株式会社コメリ  
福島県郡山市朝日二丁目18番2号 株式会社ヨークベニマル  
東根市小林一丁目4番5号 アイシー開発株式会社

## 山形県告示第744号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道最総建第203号
- 2 指定の場所 新庄市下田町1-7、1-40、1-25
- 3 道路の現況 幅員4.5メートル  
延長30.87メートル
- 4 指定年月日 平成19年7月10日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成19年7月20日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年7月24日（火）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について  
(2) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成20年度使用教科用図書の採択について  
(3) 教育委員会職員の人事に係る臨時専決処理の承認について  
(4) 教職員の人事について

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成19年7月20日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 講習の日時及び場所

| 場 所<br>区 分 | 山 形 市                             | 東 田 川 郡 三 川 町                    |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 消火設備講習     | 平成19年10月16日（火）<br>午前9時30分から午後5時まで | /                                |
| 警報設備講習     | 平成19年10月17日（水）<br>午前9時30分から午後5時まで | 平成19年9月28日（金）<br>午前9時30分から午後5時まで |
| 避難設備・消火器講習 | 平成19年10月18日（木）<br>午前9時30分から午後5時まで | /                                |

### 2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

### 3 受講手続

受講申請書を平成19年8月20日（月）から同月31日（金）までの間に山形市緑町一丁目9番30号山形県新築西通り会館3階山形県消防設備保守協会に提出すること。

### 4 その他

詳細については、総務部危機管理室総合防災課（電話023(630)2228）又は山形県消防設備保守協会（電話023(629)8477）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、脳血管撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月20日

山形県立救命救急センター所長 小 田 隆 晴

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2

(2) 日 時 平成19年8月30日（木）午前11時30分

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 脳血管撮影装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成19年12月17日（月）

(4) 納入場所 山形県立救命救急センター

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された製作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立救命救急センター経営戦略課用度係 電話番号023(685)2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る製作仕様書その他必要な書類(以下「申請書等」という。)を平成19年8月20日(月)午後4時までに契約事務を担当する部局等に提出すること。  
この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、山形県立救命救急センターの都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Vascular Angiography System : 1
  - (2) Time-Limit for tender : 11 : 30 A.M. August 30, 2007
  - (3) Contact point for the notice : Management Division, Yamagata Prefecual Lifesaving First Aid Center, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata- ken, 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

| 発行年月日     | 県公報<br>番<br>号 | ページ | 正 誤   |        |        |
|-----------|---------------|-----|-------|--------|--------|
|           |               |     | 行     | 誤      |        |
| 平成18.9.30 | 号外(37)        | 17  | 5     | 2 高揚気分 | 3 高揚気分 |
| 同         | 同             | 22  | 5     | 2 高揚気分 | 3 高揚気分 |
| 同         | 同             | 25  | 5     | 2 高揚気分 | 3 高揚気分 |
| 同         | 同             | 32  | 5     | 2 高揚気分 | 3 高揚気分 |
| 同         | 同             | 34  | 下から24 | 2 高揚気分 | 3 高揚気分 |
| 同         | 同             | 37  | 18    | 2 高揚気分 | 3 高揚気分 |